

相模原市溶融スラグの有効利用等に関する基本方針

(平成20年12月25日策定)

1 趣 旨

相模原市は、市の清掃工場から生産する溶融スラグ（以下「スラグ」という。）について、平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号環境省大臣官房・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（以下「環境省指針」という。）に基づき、安全で安定的な有効利用を図るものとし、その利用に関しては、この方針の定めるところによる。

2 スラグの有効利用

道路用骨材、コンクリート用骨材の建設資材等として、スラグの有効利用を促進し、計画的な利用を図るものとする。

- (1) 本市公共工事等への利用促進に努める。
- (2) スラグ利用の需要の確保・拡大に努める。

3 スラグの生産・管理

スラグを安全で安定的に供給できるよう、市の清掃工場における溶融施設の運転管理を適正に行い、スラグの品質保持に努めるとともに、生産したスラグの適正な品質管理を行う。

(1) 品質管理体制

J I S 認証に適した品質管理体制を整える。

(2) 利用用途に応じた品質

スラグは、環境省指針に基づき、利用用途に応じた品質を満たすものとし、J I S 規格があるものはその認証をとるものとする。

(3) 品質試験

スラグの品質試験はJ I S 規格に基づく等の方法で行なう。なお、試験結果は適切な期間保存するものとし、スラグ利用者の求めに応じて試験結果は提供するものとする。

4 スラグの提供

スラグの利用者が、スラグ利用の普及・啓発活動、研究・開発等に利用することを目的としてスラグの提供を受ける場合を除き、スラグの提供は、原則として有償とする。

5 方針の変更等

今後、国等において本方針に関連する基準等の制定又は改廃があった場合は、速やかに本方針の見直しを行う。

6 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。